

事業者排出量削減計画書 **新規**・変更

(あて先) 京都府知事		18年			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）			
604-8804 京都市中京区壬生坊城町48		京都市公営企業管理者 交通局長 島田 與三右衛門 電話 075 - 822 -			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	自動車事業及び高速鉄道事業				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成18年4月～平成20年3月				
基本方針	環境にやさしい公共交通機関である市バス・地下鉄への利用を促進し、自動車交通（マイカー）中心社会からの転換を図るとともに、低公害バス車両の導入や、地下鉄の設備機器等の更新時に省エネ仕様のものを採用するなど温室効果ガス排出量の削減に取り組む。				
推進体制	京都市地球温暖化対策推進本部の各部会の構成員（各部門1人）を中心に、実施計画及び損直状況を管理する。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18, 19	事務系部門	・電気、ガス、ガソリンなどのエネルギーを減らし、温室効果ガス排出量を3%削減する。		
	18, 19	バス部門	・平成19年度末までに全体の70%以上を目標に、低公害車両及び低燃費車両を導入する。 ・軽油とバイオディーゼル燃料（8：2）の混合燃料を使用する。 ・営業所バス留置時を含め、アイドリングストップの徹底について職員に啓発を行う。		
	18 19	地下鉄部門	地下鉄駅空調設備の運転時間を縮小する。 地下鉄駅照明機器の更新時に省エネ仕様のものを採用する。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （16）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	
	A 事業所等排出区分	24,613 t	24,935 t	1.31 %	
	B 輸送車両排出区分	48,466 t	48,575 t	0.22 %	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 73,079 t	*2 73,510 t	0.59 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等 （二酸化炭素換算（t））			
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m <sup>3</sup>	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
削減量等合計			*3	t	
差引排出量 (排出合計－削減等合計)	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）		
	*1 73,079 t	(*2)-(*3) 73,510 t	0.59 %		
特記事項	温室効果ガスの削減率は、平成19年度中における地下鉄東西線（二条～天神川間）の延伸開通により増加することとなるが、事務部門では、3%、バス部門では1.5%の削減としている。また、地下鉄部門で見ると営業キロあたりでは削減効果により平成19年度までに2%削減する予定である。 なお、環境定期券制度の導入や、PTPS、バス専用レーンの啓発等の走行環境改善に努めるなどの旅客増対策の取り組みや、地下鉄東西線の延伸により、自家用車から公共交通機関への移行が図られ、事業自体の削減率に効果は現れないが、社会全体においては、温室効果ガスの削減に大きく貢献している。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。